

築上町告示第102号

令和4年第3回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年7月13日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和4年7月20日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

江本 守君	吉原 秀樹君
北代 恵君	宗 晶子君
丸山 年弘君	池永 巖君
鞆野 希昭君	工藤 久司君
武道 修司君	池亀 豊君
田村 兼光君	信田 博見君
田原 宗憲君	塩田 文男君

○応招しなかった議員

令和4年 第3回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和4年7月20日 (水曜日)

議事日程 (第1号)

令和4年7月20日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件の報告)
 - ②町長の報告
- 報告第3号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第4号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第5号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第66号 物品売買契約の締結について
- 日程第5 議案第67号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件の報告)
 - ②町長の報告
- 報告第3号 しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第4号 東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について
 - 報告第5号 株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について
- 日程第4 議案第66号 物品売買契約の締結について
- 日程第5 議案第67号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-

出席議員 (14名)

1番	江本 守君	2番	吉原 秀樹君
3番	北代 恵君	4番	宗 晶子君
5番	丸山 年弘君	6番	池永 巖君
7番	鞆野 希昭君	8番	工藤 久司君
9番	武道 修司君	10番	池亀 豊君
11番	田村 兼光君	12番	信田 博見君
13番	田原 宗憲君	14番	塩田 文男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	西田 哲幸君	次長	横内 秀樹君
書記	脇山千賀子君	書記	小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君	総務課長	椎野 満博君
企画財政課長	元島 信一君	まちづくり振興課長	桑野 智君
産業課長	古市 照雄君	学校教育課長	鍛冶 孝広君
生涯学習課長	尾座本三雄君		

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和4年第3回築上町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、池亀豊議員、11番、田村兼光議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。塩田議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

7月19日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程のとおり決定いたしました。

会期は、本日7月20日、1日限りとする^{ついたち}ことが適当だと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（武道 修司君） 塩田委員長、1日限り。1日限りじゃない。1日限りですよね。
（「はい」と呼ぶ者あり）

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日7月20日の1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） ちょっと待って。ただいま本日の会期日程に御異議ありました。同じように異議のある方は、挙手をお願いいたします。いませんね。

それでは、動議には1名以上の賛成議員が必要となりますので、賛成議員がいませんでしたので、動議は認められません。よって、会期は本日7月20日1日限りと決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございます。起立多数です。よって、会期は本日7月20日の1日限りと決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第66号ほか1件です。

次に、町長から報告があります。報告第3号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告についてから報告第5号株式会社つきプロヴェアンスの経営状況の報告についてまでを一括して報告していただきます。

職員の朗読に続いて、報告内容の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 報告第3号しいだサンコー株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第4号東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

報告第5号株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。令和4年7月20日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告3号は、しいだサンコー株式会社の経営状況の報告でございます。

この報告は、町出資の株が2分の1以上の株を保有しておる第三セクターについての報告を、自治法によって報告しなければならないと、そして、決算後、速やかに報告するという事で、本議会で報告さしていただくことになりました。

しいだサンコー株式会社の経営状況の報告については、当期の経営状況は、純売上高が3,935万6,321円で、対前年度633万799円ということで、13.86%の減収となっております。

これに対して、営業費用は3,817万9,771円ということで、対前年度662万2,447円の一応減額となっております。

また、経常利益は121万1,880円の黒字となり、税引き後の当期純利益が85万6,237円の黒字となっております。

次に、報告第4号も同じでございますが、東九州コミュニティー放送株式会社の経営状況の報告でございます。

当期の経営状況は、売上高1,871万3,453円で、対前年度64万9,926円の、率にしては3.36%少なくなっております。

これに対して、営業費用（販売費及び一般管理費）は1,760万1,323円で、対前年度が63万6,654円ということで、3.75%の増えております。

そしてまた、経常利益は114万1,586円の黒字、税引き後の当期純利益は77万2,820円の黒字となっております。

次に、報告第5号は、株式会社つきプロヴァンスの経営状況の報告でございますが、当期の経営状況は、売上総利益7,978万4,303円で、対前年度394万1,981円の減収で、率にしてはマイナスの4.71%となっております。

これに対し、営業費用（販売費及び一般管理費）は8,422万5,862円で、対前年度

570万6,618円の減額でございます。率にしてはマイナスの6.35%ということでございます。

また、経常利益は1,454万8,138円の赤字、税引き後の当期純利益は1,473万638円の赤字となっております。

以上、第三セクターにおける一応経営状況の報告でございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 報告が終わりました。

議事に入ります。

お諮りします。（「議長」と呼ぶ者あり）塩田議員。

○議員（**14番 塩田 文男君**） 今の報告にどうのじゃないんですけども、資料で第三セクターって書いてるんですけども、これ指定管理者やなかったんですかね。そのその……。 （「どこどこ」と呼ぶ者あり） いやいや、第三セクターと指定管理者やったら、全然内容が違うと思うんですよ。

○議長（**武道 修司君**） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（**元島 信一君**） 企画財政課、元島でございます。

この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定で、先ほど町長が申し上げましたように、町のほうが出資をしております第三セクターの決算状況の報告でございます。指定管理しているところも、例えば、今、3つ報告を申し上げているところ以外で指定管理を行っているところ、例えば、築城の育苗センターとかというのは、農協のほうに指定管理をしておりますけども、指定管理者の決算状況の報告ではなくて、議会に報告する分は第三セクターの、町が出資をしております、50%以上を出資をしております第三セクターについての報告でございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 塩田議員、いいですか。それでは、いいですかね。

日程第4、議案第66号

○議長（**武道 修司君**） それでは、議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第66号物品売買契約の締結についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第4、議案第66号物品売買契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第66号物品売買契約の締結について、液肥輸送用バキューム車購入について、次のように物品売買契約を締結するものとする。令和4年7月20日提出、築上町長新川久三。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第66号は、物品売買契約の締結でございます。

本案は、令和4年7月7日に3社による指名競争入札を行いました。結果は別紙のとおりでございますが、これは液肥の搬送車の一応物品でございます。

いすゞ自動車九州株式会社北九州支店が、消費税込みで1,243万円で落札をし、現在、仮契約をしておるものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、資料としては、入札結果表等々をお手元に御配付をしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（武道 修司君） これより質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 提案理由について説明をいただきたいと思います。

物品売買契約は、1台を購入するため、このような契約を結ぶとありますが、なぜ1台、今、何台あって、それがどのように稼働していて、なぜ1台追加が必要になったのかの説明をお願いいたします。

○議長（武道 修司君） 古市産業課長。

○産業課長（古市 照雄君） 産業課、古市です。

今回のバキューム車の購入につきましては、現在所有しております、稼働しておりますバキューム車が6台あります。古い車で平成17年の登録ですので、17年間経過をしております。かなり使用頻度も高いため、老朽化、そして修繕、修繕を重ねておりますので、今回1台購入をするということです。

なお、契約にもあります納期までが約1年半かかりますので、この間でまたバキュームが壊れると、散布のほうに影響を及ぼしますので、今回その購入ということで提案さしてもらってます。以上です。

○議長（武道 修司君） いいですか。ほかにありませんか。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第66号について採決を行います。

本案に対し反対意見はありません。議案第66号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第67号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第5、議案第67号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） どっちが動議。（発言する者あり）宗議員が動議の提出ちょうことではないんですかね。それで、北代議員が賛成議員ということで。そしたら、1名以上の賛成がありますので、動議は成立をいたしました。

それでは、委員会付託をする動議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。宗議員、説明をお願いいたします。

○議員（4番 宗 晶子君） まず、今回の議案は大変重要な議案であり、本日即決で採決をすることは不可能だと思います。

まず、その理由に、昨日発表されました新聞、築上町と築上町教育委員会の報道発表の資料が正式な資料だと思います。議会事務局より送られてきました。この新聞報道の基になる公式発表の処分理由が、全く意味不明でございます。特に後段の内容は何が起こったのかすら理解不能であり、このような文書を町が公式発表をしていることを、まず、町を支える議員として恥ずかしく思います。このような発表資料の処分が、処分理由が基になった上で、町長、副町長、教育長の処分を簡単に審議ができないと考えました。

本日は、全員協議会での協議もあると聞いておりますが、きちんと委員会付託を行って、さらに調査機関も設けて慎重審議をするのが、私ども議員の職責でございます。

以上の理由と、また、条例の提案の条文にも、総務課長、議長にもお伝えしましたが、疑問を持っております。そのままこの議案が上程されておりますので、ここもしっかり条例の条文につ

いても慎重審議をせねばなりません。

以上の理由から、本日の即決に異議を申し上げまして、常任委員会への付託を要求したいと思います。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 説明が終わりました。

ただいまの宗議員の動議に対して、質疑のある方。ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。動議に対して反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

それでは、ただいまの動議に対し、賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。起立少数です。よって、ただいまの動議は否決されました。

それでは、本題に戻します。もう一回確認したほうがいいね、これね。

議案第67号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますので、賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（**武道 修司君**） ありがとうございます。起立多数です。よって、議案第67号は委員会付託を省略し、本日即決することに決定をいたしました。

日程第5、議案第67号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） 議案第67号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。令和4年7月20日提出、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第67号は、築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一

部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、本町職員の職務怠慢による不適切な事務処理、八津田小学校建設事案に係る国庫負担金、未申請及び一部工事未完了に関し、町執行の責任者として築上町の信用を傷つけ、町民の信頼を損ねたことと、それから、職員の監督責任を明らかにするため、町長、副町長及び教育長の給料月額を令和4年8月分の給与を1か月間、町長は100分の50、それから、副町長、教育長については100分の30に相当する額を減ずるものでございます。

なお、この職員の処分が、昨日、教育委員会から、任命権者の教育委員会から発令されまして、急遽今日の一応議会に、我々のいわゆる管理監督者、出向責任、教育委員会の出向させた責任と管理監督責任というようなことで減額するもので、なお、職員の処分については減給10%を4か月。というのは、職員は10%を超える給料を減給をしてはならないという規定がございまして、10%というのが最高、1か月の減給率が10%最高でございます。そういう形で4か月の減給と、10%。そして、担当課長については、減給、元担当課長ですね。これについては、減給10%を2か月、そして、現教育課長については、一応工事の関係等々の問題で、一応戒告処分というこの処分を3名いたしたということで教育委員会のほうから通知がございまして、昨日、議長宛て、それから、一応マスコミにも、報道関係者にも一応告知をしたところでございまして、こういう形の中で、一応今日の議会でこの議案を提案した理由でございます。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時23分休憩

.....
午前11時40分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第67号の質疑から行います。

これより質疑を行います。質疑のある方。北代議員。

○議員（3番 北代 恵君） 67号に対しての質疑なんですが、先ほど全員協議会で、職員の処分に関しての御説明を頂きました。

町長、副町長、教育長は、職員の皆さんの健全な職場の環境の風土づくりですとか、管理体制づくり、また教育体制の構築、こういったものの責任者、上長であると思っております。

ですので、職員の処分が給与の0.4ということに対し、町長は0.5ということなんですが、副町長、教育長は0.3であると、こういう数字になった理由を御説明お願いいたします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私は0.5というのは、職員が0.1を4か月ということで、0.4にな

ります。そして、私が一番最高責任者であるんで、一番重く0.5にしたということでございます。

あと、教育長と、それから副町長という形になれば、一応0.3でよかろうというふうな形で、2人と相談して、私のほうが決定をいたしました。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） もちろん職員の方の職務の遂行にあたっては、研修なり、教育なりが必要だと、それは思います。

ですが、結局管理体制ですとか、教育の最終的な責任者というのは、職員の上司だと思うんです。その上司にあたる者がやはり職員の処分よりも重くないと、整合性が取れないのではないかと、私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） そこんところは、物の考え方と思います。上司である元課長は一応10%2か月という形にしておりますんで、それを加味して30%という形で、一応させていただいたと、このような、だから10%が2か月と、管理職については、管理職というか、教育長と副町長については30%ということで、そして一番の担当係長は0.4、そして私が0.5と、このような形で順番的にしていったというのが、現実でございます。

懲戒処分の案件と加味しながら、一応上司という形で教育長、それから副町長という形で、一応30%にしたという経過がございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 北代議員。

○議員（**3番 北代 恵君**） 副町長と教育長はどのようにお考えなんでしょうか。やはり職員の方々がこのような処分を受けていると、それに対するやはり責任はあると思うんです。責任体制、管理体制、教育体制の職務怠慢が招いた結果なのではないでしょうか。

○議長（**武道 修司君**） 八野副町長。

○副町長（**八野 紘海君**） 職員の処分については、懲戒基準の基準というのがございまして、これはおおむね全国市町村同じようなレベルで、それに基づいて処分を行うわけですけれども、今回の場合、職務怠慢と虚偽公文書作成と、2つありまして、本来でしたら、停職という部分も入ってくるんですけど、停職か減給かという兼ね合いもあるんですけど、停職については厳しいだろうというような形の中で、減給のほうを取りまして、それについては、また市町村等の処分等を参考にしながら、4か月という形で裁定いたしました。

以上です。

○議長（武道 修司君） 八野副町長、副町長の30%に対して、副町長本人はどう思っているかという質問なんで、職員の中身がどうだっていうんじゃないくて、八野副町長の30%の減給に対しては、八野副町長の気持ちをお答えしていただきたいというふうに思います。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） どうかと言われましても、それはもう妥当な裁定じゃなかろうかなと思っています。

以上です。

○議長（武道 修司君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。今回の件、教育委員会で起こりましたこの事案について、大変重く私自身受け止めております。責任を痛感しているところでございます。

私としても、起こったこと、このことは大きな、今後の再発防止に向けて取組を進めていかなければならないと思っております。一職員の問題というふうには考えてはおりません。やはり仕事をする組織の課題であるというふうに考えておまして、私自身も、私に与えられた30%というこの、本当は少ないのではないかなという思いがございますけれども、私自身、これはしっかり受け止めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 私も教育長の30%というのは、大変少ないと思います。しかし、教育長がそのように言ってくださったことには大変ありがたいと思っておりますし、そもそも独立行政機関である教育委員会の処分が、一番重くなるべき事案だとは考えます。

そして、先ほどの公文書の不適正な取扱いということで、副町長、審査結果、多分懲戒審査会のトップである副町長が決められたんでしょうけれども、今回は分かっている、故意に公文書を事実と違う内容で作成しましたという点については、私もこの減給4か月という処分は疑問を感じます。

そこで、三点聞きたいことがあるんですけども、一点お聞きしたいのは、事実と違う公文書を防衛省に提出した時点で、どこまでの方が、当時の担当課長、係長、そして検査員さんは、それを事実と違うことを分かって、その公文書を作成した。しかし、教育長はそれ御存じだったんでしょいか。それに決裁印を押される町長、副町長はそれを御存じだったのかというのが一点目。

そして、次に、教育委員会のこの審査結果を、教育委員会が、懲戒審査結果を教育委員会が審議して承認されたと思うんですが、その大体の事務の流れ、審議結果を承認するまでの手続の流れと、教育委員会の中で2時間議論したとおっしゃっていただきましたが、その中でどのような議論があったのかということ、教育長か教育課長に御説明いただきたいと思います。

最後に、条例の67の2ページ目です、この内容が、これ同条というものが何を指すのかわからない、そして同条第2表というものが書かれています、同条第2表というものが、67の2に書かれている条例の内容、条例の内容に同条第2表はない、だからそれを、この条文はおかしいと申しあげましたので、そこを分かるように、この条例のままで議案提案して大丈夫だということが、分かるように説明をお願いします。

以上、三点お願いいたします。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員、第2表の別表でいいんですよね。（発言する者あり）

○議員（**4番 宗 晶子君**） 同条第2表、別表がないので、その説明をお願いします。ありがとうございます。

○議長（**武道 修司君**） 回答、鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（**鍛冶 孝広君**） 学校教育課、鍛冶でございます。

実績報告の件について御質問いただいております。担当者から4月8日が九州防衛局の実績報告の期限ということで、4月7日に実績報告書の起案が、私のほうに回ってまいりました。

この時点で、先ほど申しましたように、4月6日には工事現場は完了していたということでございましたが、工事の延長の手続、あるいは繰越しの手続等全くしておらず、そのときに担当者とどうするのかという話をしましたが、最終的には、やっぱり実績報告をしないと、再編交付金の交付を受けられないということで、またそのとき、先ほど申しました、文科省の負担金の申請漏れ、そういう件もございまして、私が不適切であると認識はありましたが、その実績報告書の起案を決裁をいたしました。

その後、副町長、町長に決裁が回ったということでございます。

その時点で、私が事の内容を副町長には報告してございません。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 実績報告書、私も一様に認め印を押します。その形で、大体一応3月31日、工期があるんで、できておるだろうという認識の下で押したというのが、現状でございます。

○議長（**武道 修司君**） 八野副町長。

○副町長（**八野 紘海君**） 事務の流れとしては、補助金というのは、県のほうから補助金ハンドブックというのがございまして、大体各課がどういう補助金を流しているのというの頭の中に入れて、やっぱり仕事をするもんじゃなかろうかなと思いが、私財政におってあるものですから、それは知っている上のことだという話が頭の中にあります。

そして、今回の場合、3月、お金の問題ですけど、5,100万ですか、それについての申請

漏れ、もらい損ねたという話があったの、3月30日の話なんです、どさくさ紛れじゃないですけど、その前後の中で、決裁が回って、4月上旬ですので、私もそんなにこれに現場がどうのこうのという頭というか、それはあまりありませんでした。

時期的な問題ですけど、4月上旬に決裁が回ってくれば、当然判押しますけど、5月、6月になれば話は別ですけど、そういう流れでございます。

以上です。

○議長（**武道 修司君**） 椎野総務課長。

○総務課長（**椎野 満博君**） 総務課、椎野でございます。条例第67号の件についてでございますけども、築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の中にあります、同条例第2条別表というのは、築上町特別職の職員の給与等に関する条例の第2表に掲げております。町長、副町長、給与の額を指すものでございます。

こちらにつきましては、条例の作成につきましては、いろいろやり方がございまして、今回は改め文という形で、条例の一部を改正する条例になっております。

それで、御指摘のように、分かりにくい条例になっております。今後につきましては、ほかにも方法がございます。附則を改正する方法や、新たな条例、特例条例を設ける条例等もございますので、分かりやすい条例をつくるように心がけたいと思っております。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 久保教育長。

○教育長（**久保ひろみ君**） 教育委員会の久保でございます。御質問の今回の懲戒処分を下すまでの経緯について、お話しをさせていただきます。

このような事案が出ましたことを、教育委員会のほうにかけまして、教育委員会でこの事案について、築上町職員懲戒審査委員会のほうで、慎重に審議をしていただいたらどうかということで、承認を頂きまして、審査委員会のほうに調査依頼をお願いしました。

そして、この結果が令和4年7月13日に答申を頂きました。この答申を基に、7月19日朝8時半から教育委員会を開催いたしまして、この内容について、担当の課長補佐のほうから説明をしていただきまして、詳細に説明をしていただきまして、議論をいたしました。

その中で、委員さんたちがおっしゃられたのは、やはりチェック機能はどうなっていたのか、それから、どうしてこのようなことになったのかというようなところ、本当に様々な角度から御意見を頂きました。特に、民間であればどうなのだろうかとかいうところの意見がたくさん出た中で、一つ一つ事実と照らし合わせながら、協議を進める中で、この審査委員会から示された懲戒処分案で妥当なのではないかということで、最終的に全ての委員さんに御承認頂きましたので、この処分をするということで、7月19日の教育委員会は終わったところでございます。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 鍛冶学校教育課長。

○学校教育課長（**鍛冶 孝広君**） 学校教育課、鍛冶でございます。実績報告書の決裁ルートについての御質問だというふうに思います。決裁のルートにつきましては、これは国庫補助金の交付申請、あるいは実績報告等については、基本的には町長の権限に属する事務を地方自治法の規定に基づいて、教育委員会事務局職員が補助執行するという形を取ってございます。

そういうことでございますので、決裁ルートとしては、係長から課長、それから副町長、町長と、こういう形の決裁ルートになってございます。

ということで、その時点では、教育長には報告してございません。

以上でございます。

○議長（**武道 修司君**） 宗議員。

○議員（**4番 宗 晶子君**） ありがとうございます。知識が足りず申し訳ありません。丁寧に説明くださいますとありがとうございます。

確認させていただくと、課長はその事実を知っていたが、認識していたにもかかわらず、事実と違う公文書を提出してしまったということですね。

教育長は決裁権者ではない、そして町長と副町長は御存じなかったということで、よく分かりました。

では、次の質問なんですけれども、先ほど、再発防止を進めるということで、御意見が出てましたが、具体策については、先ほどの全協では答弁がなかったと思います。ここでしっかりお答えいただきたいのと、再発防止の具体策としては、総務課長から研修をするというふうに伺いました。確かに今まで研修といった、何か不祥事が起きたときは研修ということがすごく多かったのですが、その効果がないから、このような不祥事が起きてきたんではないかと思います。

そして、先ほど北代議員も一生懸命言うてくださいました。不祥事が起こらないようなシステムづくりが大事とおっしゃってくださいました。大分前に、原材料支給の件で不祥事があったときは、予算を確保してあった、臨時議会まで行って予算を確保していたにもかかわらず、その予算が執行されていないことを年度末まで気がつかなかったという点もございまして、それは財政課長に予算執行状況チェック表を、各課が提出することで再発防止をすると、そのときさらに言っていたと思うんですけれども、今回の件がこれに当てはまるのかどうか分からないんですが、全体的なマネジメントを各課、例えば教育課だけでなく、財政課も含めてチェックするシステムをつくっていただきたいと思いますが、これは町長の御見解になるんでしょうか、御見解を求めたいと思います。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 極力、行政の、一応本人も勉強してもらおうという、だから僕よく職員にはいつも言っているんですけど、空いた時間があれば法令の勉強をなさいと、そして事務の流れ、手続、そういうのをちゃんと把握してほしいと、研修会もこれ当然やります。今度8月には一応予定をしております。

東久留米市の、名前何やったか、あと課長のほうから答えさせますが、講師を招聘して、学習会やるというふうなことも計画しております。

学習会だけでは駄目です。あとは自分がやっぱり職員として実践を重ねながら、そして、この場合どうするという一つのちゃんとしたパターンを会得していくというのが大事でございますんで、それを上司がちゃんと管理監督するという、これも一つ大事でございますんで、そこんところを徹底してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。先ほど宗議員さんおっしゃられたように、前回未払いの関係で、職員を処分した案件がございました。その後に、財政サイドといたしましては、歳入予算と歳出予算の執行状況というのを、各係から町長まで提出してチェックをするようにいたしております。

今回の件につきましては、歳入予算の方になりますので、例えば、3月時にチェック表を出していただいたときに、例えば4月に実績報告で4月末歳入予定とかという形で、例えば予算が1億円あるのに、収入がゼロとかいう場合があれば、いつ入るのかというのは、財政系のほうが各係のほうに尋ねて、その分を執行状況表を提出させていただいています。

また、歳出のほうにつきましては、歳出をする際に、予算を今から使いますよという負担行為書というのがございますけども、それを起票していた場合はまだ未払いが100万残っているよ、200万残っているよということがあるんですけども、職員自体が、例えば見積書を業者のほうから頂いているのに、伝票を起票していない場合というのは、財政系のほうでもちょっとその部分のチェックは把握できませんので、そういうところにつきましては、各担当係長や各担当課長のほうにチェック機能をより一層させたいと考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） お昼になりましたけれど、そのまま継続して行います。

元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 町長がおっしゃられました講師の方です、前の東久留米市の会計管理者をやられておりました大崎氏という方を招聘いたしまして、8月の30、31日、2日間かけまして、全職員を対象に研修を行う予定にしております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） 丁寧に御答弁くださりましてありがとうございます。今後もチェックできて、予算実行状況表では、チェックできていないところも、何とかカバーする体制をつくっていくのが大事なことですし、企画財政課と担当課がしっかりとタッグを組んで、チェックをかけるという体制づくりを求めたいと思います。

そして、研修なんですけれども、先ほど町長がいいことおっしゃいました。学習会だけでは駄目で、それが実践につながる研修をやらなければ意味がないと思いますので、そこもよろしくお願ひしたいと思いますし、上司が管理するのが大事、その一番上の上司は教育長であり、町長、副町長であります。

町長、副町長、教育長がしっかりしていなければ、これはできないと思いますので、重々にお願ひしたいと思います。

最後に、やはりこの件、現時点では、先ほどの契約の話も聞きましたけれど、書面とかを見ないとしっかり検証ができないと私は思いました。そういう状態のままで、処分を決めてしまうことにも早急すぎますし、防衛省からの指示も何も受けていない。これから防衛省に、こういう間違いがあったと提出するのでは、はっきり言って何も分からないまま処分が決まってしまったと感じてしまいます。

そこで、やはり、私は今からでも、先ほど江本議員も全員協議会で、基準を今つくればいいじゃないかとおっしゃいましたが、第三者委員会というものを立ち上げて検証した上で、処分を決定するものだと考えますが、改めまして、第三者委員会設置につきまして、町長の考えをお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 全協でも申しましたが、一応現在の懲戒基準というのがございますので、この基準を採択するのに、第三者が要るのかどうかというのを検討させていただきながら、今後の課題という形で、一応答弁させていただきます。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかに、工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） 昼も過ぎましたので、全協ではあまり発言をしませんでしたが、町長、副町長、教育長、この処分で、5,151万9,000円ですか、これを負担したと思われていますか、その回答だけお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、町の一般財源を費やさないかんという形になれば、町の損

失になるんです。何とかこの分については、いろんな各方面利用しながら挽回をしていきたいと、このように考えております。

○議長（武道 修司君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） やっぱり処分については大変難しゅうございます。重くすれば、職員もしよげるし、軽くすれば、こんなものかというような感じで次の仕事も軽くするというような感じになって、なかなか処分というのは難しい判断でございますけど、職員には常に言っているんですけど、今回もそうです。その前のときもそうですけど、3月末にとか、5月末になって、報告、連絡が来るんです。

ですから、職員には報連相やないですけど、報告、連絡、相談という形でするようには、朝礼といいますか、月に1回の職員の全体集会のときでも言ってます。やはり手を打てる段階で、言っただけだと、手が打てない。今回もそうです。補助金申請ミスについて、町長も国のほうで動いていただきましたけど、何せ3月30日に動いても、4月1日、2日後に出てきますので、どうしてもそういう後のフォローができませんので、3月の初めに言うてくればどうかなっているものが、職員の重い気持ちもあったんでしょうけど、ぎりぎりになってやっと口を開いたという面もございまして、職員の懲戒というのは、微妙なところがありますんで、やはりこれは慎重にしていきたいし、外部委員という話もございまして、今、町のほうは顧問弁護士さん、もう30年か40年ぐらいの付き合いありますけれど、そういう顧問弁護士さんと協議をしながら、進めている状況でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 八野副町長、今の発言の中で個人名がありましたので、議事録から削除させていただきます。（発言する者あり）

久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会、久保でございます。本当に処分というものは非常に重いものでございます。しかしながら、これによって、職員のモチベーションが下がらないように、私ども管理体制を整え、そして仕事のしやすい職場づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 工藤議員。

○議員（8番 工藤 久司君） もう一点、これ町長50%、副町長と教育長30%で、それと職員、それでどれぐらいの補填ができたのか、数字で示していただきたいんですが、分かりますか。

○議長（武道 修司君） 分かる。分からん。すぐ分からんね。

○議員（8番 工藤 久司君） 本来であれば、5,151万9,000円、金額が出ているんであ

れば、3役、職員の処分されて幾らっていうのを示さないかんと思う。これで幾ら補填しましたというのをきちっと、ただ30%、50%って言ったって分からないでしょう。計算すりゃ分かることやないですか。分からない。それはやっぱりそういうところの、こういう処分に関しても、僕もせとは思わないけど、こういうことは起った以上、処分せないかん。処分したからこれで終わりだみたいな、そんな空気感が、前回もあった。その前もあった。私が議員になって何回あったかって形ですよ。

そのたび、先ほど、議員からも御指摘ありましたが、研修します、研修しますということで、何となく時間がたつと、喉元過ぎると、というような感覚が強いと思うので、そのあたりを、町長本当にこういうことがあったら、町長、辞職問題と思います。それぐらいの覚悟でやってくださいよ。

今日も何人かの町民の方から電話がありましたよ、これどういうことかねと、今日その議会がありますというような話をしましたけれども、やはり五千数百万というお金を、町民に負担をかけたということで、新聞報道でもありますので、そのあたりは今後公共事業にしろ、いろんな負担金やら補助金、交付金があると思うので、そのあたりをきちっとしていただきたい。

もう一つは、5年前ですか、6年前に築城中学校建てているじゃないですか。補助対象とか、交付金の対象、負担金の対象は違うかもしれんけれども、5年前に建てているの見たら、大体補助金そういうものっていうのも出てくるはずなのに、それさえも確認をせずにこういうふうに至ったということも、大きなミスだと思う。

こういう減額だけでとか、こんな条例を改正して、減給だけでは、私は済まされないとしますので、ちょっと厳しいこと言いますが、もう済んだことと言ってしまったらそれかもしれませんが、今後の町長、副町長、また教育長、職員以下、やはり職務に対する、熱い思いを町長のほうからきちっと伝えていただいて、もっと覚悟を持ってやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 総務課長、椎野でございます。減額の額については、あらかじめ計算はしております。町長が50%で減額額が37万3,000円、副町長が30%で17万9,100円、教育長が30%で15万6,000円、職員のほうでございますけれども、係長が概算で申し上げますけれども、約40万円で、4万円掛け4か月で16万円、前課長は再任用になりますので30万円、3万円掛け2万円の6万円、合計で86万円でございます。

○議長（武道 修司君） いいですか、ほかに。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 今回の件で、処分の件で、懲罰委員会にもかけて処分が決まったので、処分の内容についてどうの言うつもりはありませんが、受け持った担当職員は処分は免

れないと思います。それによって、今回5,000万からなる失態という形で、町長、副町長、教育長は寝ていても処分の対象者と、私はそう思っております。

今回、これが金額が5,000万とかじゃなくて、ゼロ円的なもんで処分になった場合、これは町長まで処分至ってなかったかと思う。そう考えると、毎回議会でもあるんですが、文書の訂正、文書の訂正を、間違っただから訂正差し替えますということでこられますが、これをこられなかって、後に分かれば、その文書が正しいと思って提出された我々は、これは偽造じゃないかということにも値するんじゃないかなと、よってこの職員の不祥事というのは、定期的に出ております。

必ず出るのが、研修をとということで、8月の研修と言われました。必死になって探したんでしよう。研修というよりも、今日町長、副町長、財政課長に、総務課長が答えられた中で、先ほど見積りとか、各課の体制とか、研修受けなくても、言っていることが、答えが出ているような気がするんです。

ただ、ここでしゃべって、それ実行してないのが、今現状ではないかなと思って、例えばなんですけど、各課のことは分かんないですけど、たった一人で仕事を請け負っても処分の対象なんです。各課でみんなすり合わせても、間違いが起これば処分対象。別に私、一人の職員が、一人でそういう仕事背負わせたとか、そんな甘い話はしません。

厳しい処分とはいいませんけれども、厳しすぎる処分とはいいませんけど、やはりやってしまったときには、厳しい処分を下すというのは、通常当たり前の世界と思っていますんで、そこで、研修じゃなくて、先ほど副町長からも民間ではとか、いろんな処分過程もありました。

民間では、恐らく、金融庁にしても、どこにしてもそうですけども、改善策を出せと、今後のこういう誤りがない改善策を上げてこい、議会で上げてこい、というぐらい私は言いたいぐらいです。

だから、文書ミスと5,000万のミスがどう違うのか、いつもこれ言っています。皆さんがさっきから、自分たちが答え言っているんです。見積りのすり合わせ、課長たちが各課で何分ミーティングかなんかやっているでしょう。自分が受け持った仕事を全部すり合わせすればいいのかと思うところもあるんですが、実際やっていると思いますけども、やってない、やられてないか分かんないですけど、それより大体皆さんいい答え言いおんのに、研修で逃げてもらっても困る。

だから、今後の体制、町長にはトップですから、そういった改善策を、今後の改善、講習じゃなくて、各課の自分の築上町の失敗をしないための対応策を上げて、いつの日か我々に、こういう対応策でやっていきますよ、やるように大体案ができたぐらい、報告を頂きたいぐらいです。そういった気持ちでやっていただきたいなと思います。

5,000万円やからとかじゃなくて、毎回あった、前回たまたまなかったけど、文書ミスが、文書ミスとこの5,000万の差はどうなんかということで、危機管理、職員の自己責任とも言いましたけど、ただ失敗すれば、町長たちに責任がどんと来る。これは町長責任とらないかん。堂々と取っていただきたいです。

そういうことで、連帯責任持った職員の再発防止の策を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（武道 修司君） 回答は。新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応善後策という形で、一応課長会議の中で議論しながら、ちゃんとまとめてやっていきたいと、このように考えております。その後、報告をいたします。

○議長（武道 修司君） ほかに、江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 全協でもお話聞いて、答えられることは、私の中でも把握できておりますけれども、あえて記録に残らないんで同じようなことで回答を求めて、ほかの議員が質問してくれたことに関してはお答えしなくてもいいですが、北九州市を含む京築地区の自治体の中で、処分者が人口比率で、うちの町が一番多い、これはとても恥ずかしいことです。

私が議員になって3年間の間にどれだけの不祥事があったか、そのたびに減給、執行部の減給、これだけで繰り返している。このままやったら、私ずっと繰り返すだけやないかと、それから一人の職員が、仕事を請け負う率が、職員を減らすことを目的にやっている部分もあって、負担になりすぎている部分があるだろうし、職員のプライドが邪魔している部分もあるんじゃないかと思うんです。

つまりは、こういうことを相談、上司にしたら、自分が仕事ができなくて思われたくないとか。こういうものもよく精査すべきということであるし、いくら素晴らしい実績を持った人を講師に招いて、2日間研修して解決につながることは、とても思いません。

それで、私は全協の中で、外部審査を入れるべきやないかと、いろんな基本的な、全国的な自治体の中の基本的な考え方があるんで、うちだけが単独でそうはいかんと、言うけどうちが一番多いんです。

北九州市は職員が8,000人おる中で、いろんな事件でニュースに出ておりますけれども、人口比に対しては、うちの町が進んでいるみたいです、不祥事の数は。これはとても不名誉なことであるし、これをどう改善するかということについては、強く外部審査を入れてほしいということと同時に、研修の在り方だけで解決できる問題ではないというふうに思いますんで、このへんもう一遍町長しゃべってもらって、全協で聞いてないこともあるでしょうけど、一応お答えください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 先ほども一応答えたつもりでございますけれども、懲戒委員会、外部委員会を、外部の方を入れないかという、これもちょっと今から議論しながらやっていくということで、考えておるところでございます。そこんところはちょっと時間を頂ければ、今日言われて今日という形でございますので、ちょっと前向きには検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） それと、私が聞いたかったのは、この前北九州市を含む京築地区の中で、一番不祥事が多いという、こういう点についてはどのように受け止めていますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一番多いかどうかちゅう、一応何年かに1回はあっている、大なり小なりあっているわけでございますけれども、よその自治体でも、新聞に出ている分でもあるし、出てない分もありますし、多分同じくらいの比率であっているんじゃないかなと、私は考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） これは、私、北九州市の市民から指摘を受けて、ああそうですかとお答えしたんやけど。

それと、私がさっき言ったのに、職員を減らすことによって負担が増えすぎているんじゃないかということと、今年だけで四、五人若いもんが辞めているでしょう。これ自体も大きな問題で、その後それを補填するという動きもないし、この点についてはどう思いますか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 一応職員の自己退職というのはございましたが、これはやはり自分なりに考えて退職するというので、円満退職のほうが多うございまして、あと仕事の行き詰まりという退職も若干ございました。

そういう形の中で、基本的には職員の負担が、全職員が公平になるような負担で一応職務配置をするという人事配置をやっていくという、これは基本でございますので、そこんところはもう一回見直しをしながら、ちゃんとした人事配置をやっていくということで、いろんな悩み、それとやっぱり基本的には、先ほど副町長が言ったように、報連相といいますか、そういうことを実施を上司にする、そして上司にしばらくときは、直接町長に言ってくると、そういう一応職員との話し合いの場を持つような形を多くつくっていききたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかに、田村議員。ちょっと待って。

○議員（11番 田村 兼光君） 私は長くしのごの言うのが苦手、舌っ足らずやけど御了解願います。

先ほど、全員協議会で申し上げましたとおり、この職員の気の緩みは、各課で、課長あたりがやっぱり性根を入れて、自分の部下には指導をしていただきたい。言うて聞かん奴は、町長に言うて辞めてもらうか、違うところにやってもらうか、そういうような選択をやってもらいたい。

それと、職員のいろんな不祥事があつたら、町長の減俸、何ぼ引いたとか、カンゴ引いたというのは、これは時代の流れであると、遅れであつて、もし今度あつたときは、町長は、俺は責任を取つて辞めるぞと、これぐらいの気迫で、職員をやっぱり締め上げてやってもらいたい。その代わりには、職員をいたわるところはいたわつて、話は逆になるけど、前の田原町長のときは、あんたも職員やったが、顔色はみんな違ごちょつちよるもん。そのような町長にならな駄目よ。だらだらやらんで、あんたもそうよ。答弁をするときに、ちとふしだらな点が多い、それ職員に真似する。

だから物を言うときにははっきりと、短く、ほかの議員もそうと思う、同じことをぐじぐじぐじ長う言わんと、端的にぱつと切るように、そういう具合にやっていくことをお願いして、終わります。

○議長（武道 修司君） 回答いいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方、宗議員。

○議員（4番 宗 晶子君） このような重大な事案について、事前の説明もなく、本日のみで採決することにまず反対意見を述べさせていただきます。

そして、条例の内容も御説明いただきましたが、私は納得できておりません。会期を延長してしっかり検討することが必要でございます。

そして、先ほどの話では、防衛省に事実と違う公文書を提出した、しかし、提出してない、これから提出する、それから防衛省からの回答もまだ分かっていないという状況でございます。

そのような状況下で、このような処分を行うというのは、先に自ら、特別職の皆様の方の処分を公表して、幕引きを計ろうとしているようにも感じられ、不信に感じます。

さらに今年度の担当課長の責任が極めて思いことは分かりました。教育委員会に処分の結果が出て、手後れですが、私はこの処分内容について、教育委員会には差し戻したい気分です。

そして、皆様から意見が出ました外部審査でございます。外部審査は今すぐにでも立ち上げて

やるべき事案、この事件は外部審査を立ち上げて第三者委員会を今すぐにでも、基準をつくって立ち上げて行うべき事案でございます。

この処分を私たち議員が認めてしまいましたら、外部審査もないまま、なし崩し的に特別職の自らの処分を発表して幕引きが計られてしまいます。

議員の皆様、ぜひとも、この議案は認めずに、今後もしっかり審査するように求めることを皆様をお願いしまして、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。塩田議員。

○議員（14番 塩田 文男君） 賛成というか、議運の委員長の立場として言わせてもらいたいんですが、今日本会議が始まってから、発議という形で動議という形でありました。

前回から議運の委員会も同日にやるのではなく、前もって議運を開催し、そして臨時議会を開催するという流れをちゃんとつくってきております。皆さんにも通知いったと思います。

先ほど、朝10時過ぎ、発議という形で、恐らくこれを委員会付託という内容だったんでしょうけど、それならば、今、自分が、これちょっと宗議員に対して、発議賛成者に対してになるんですが、自分が所属している委員会の副委員長と委員長が議運のメンバーです。

まずは自分の所属している委員長に、自分とこの委員会付託に話をしてくれと、これは議運の中で、1日限りでいいと、誰一人、常任委員会へ付託してくれという声は上がっておりません。それをまず報告して、突然本会議で異議と言われて、あたかも、これ議運でちゃんと委員会開いてますから、もしこういう重要案件ならば、所属する委員長にまず伝えて、議運でこういう申出をしていただきたいということを言っていたかかったなと思っております。

よって、これは議運に基づいた形になりましたので、私はこの件について、今日ここで採決することに賛成とします。

○議長（武道 修司君） 次に、反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 次に、賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） それでは、これで討論を終わります。

これより、議案第67号について採決を行います。

議案第67号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（武道 修司君） ありがとうございました。

起立多数です。よって議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（武道 修司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで令和4年第3回築上町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員